

第1章 不当寄附勧誘防止法のあらまし

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号)（以下「不当寄附勧誘防止法」、「寄附法」又は「法」という。）は、法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から制定されたが、その内容としては、法人等が寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務、法人等が寄附の勧誘に際し勧誘を受ける個人を困惑させることや借入れ等による資金調達を要求することの禁止、配慮義務の不遵守や禁止行為違反に関する行政措置・罰則、法人等による不当な勧説により困惑して寄附の意思表示をした場合の取消権、子や配偶者が養育費・婚姻費用等を保全するための債権者代位権の行使に関する特例等が定められている。本章では、こうした法の主な内容について概説する¹（本章における記載は「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律・逐条解説²」（令和5年2月1日）を基にしており、新規の解釈等は含まれない。）。

（1）「法人等」の定義（法第1条）

法において「法人等」とは、「法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの」と定義しており、法人格を有する法人に加え、その実質において法人と同視することができる存在として、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものも対象としている。

ここでいう「法人等」は、特定の法人に限らずあらゆる法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを対象としている。

（2）「寄附」の定義（法第2条）

法において「寄附」とは、以下のア又はイに該当するものをいう。

ア 個人³と法人等との間で締結される次に掲げる契約

¹ 法の条文については、参考資料1参照。

² https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/assets/consumer_policy_cms213_230821_01.pdf

³ 事業のために契約の当事者となる場合又は単独行為をする場合におけるものを除く。

- ・ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約
- ・ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約

イ 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為

上記のとおり、法の規律の対象となる寄附は、契約によるものに限らず、遺贈などの単独行為によるものも含まれる。ただし、契約による寄附について、移転の対象となる財産又はこれと同種同等のものの返還を約するものは、法における寄附の対象外となる。また、純粋な個人間における寄附についても、原則として対象外となる⁴。

(3) 配慮義務・禁止行為（法第3条～第5条）

法では、法人等から不当な寄附の勧誘を受ける者を保護する観点から、法人等が個人に寄附勧誘を行うに当たって遵守すべき事項についての配慮義務及び法人等の寄附の勧誘に関する禁止行為が定められており、これらに違反した場合において所要の要件を満たすときは、後述する行政措置や寄附の意思表示の取消しの対象となる。以下では、配慮義務及び禁止行為について概説する。

ア 配慮義務（法第3条）

法人等が個人に寄附の勧誘を行うに当たって十分に配慮しなければならない事項として、以下の3点が規定されている。

- ・ 自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようすること（第1号）
- ・ 寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないようすること（第2号）
- ・ 勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の使途を誤認させるおそれがないようすること（第3号）

⁴ 法人等が勧誘や財産の移転先の名目を、見かけ上当該法人等ではなく個人にしている場合であっても、当該法人等による寄附の勧誘と評価される場合には、外形上は個人間の寄附であるが、法の適用対象になると考えられる。

これらの配慮義務は、後述する禁止行為が禁止対象となる法人等の行為の類型を規定しているのと異なり、法人等のどのような行為によるものであったとしても寄附の勧誘に当たって個人にもたらしてはならない結果（状況）を示したものとなっており、こうした結果をもたらす不当な行為をより幅広く捉えることを可能としている。なお、これらの規定は法人等が配慮義務に違反した場合の当該事案ごとの民事的な法的効果を直接規定するものではないが、配慮義務の規定が法に定められることで、民法上の不法行為の認定及びそれに基づく損害賠償請求が容易になるものと考えられ⁵、法施行前の事案に対して、不当寄附勧誘防止法の趣旨なども斟酌した上で献金勧誘行為の違法性の判断基準を示した最高裁判決が存在する⁶。

イ 禁止行為（法第4条・第5条）

法第4条では、法人等が寄附の勧誘に際して行ってはならない6つの禁止行為が規定されている。これらは、消費者契約法第4条第3項第1号

⁵ この点については、法案の審議において、岸田文雄内閣総理大臣（当時）から、「配慮義務については、それ自体が遡って適用されることはないものの、寄附勧誘に当たっての規範を示すものであり、こうした規範は、過去の寄附に関する被害についての民法上の不法行為の認定やそれに基づく損害賠償請求の裁判の実務においても考慮される可能性があると考えています。」（令和4年12月6日衆議院本会議）などの答弁がある。

⁶ 「宗教団体等は、献金の勧誘に当たり、献金をしないことによる害悪を告知して寄附者の不安をあおるような行為をしてはならないことはもちろんであるが、それに限らず、寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについても、十分に配慮することが求められるというべきである（法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律3条1号、2号参照）。以上を踏まえると、献金勧誘行為については、これにより寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、その他献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である。」（令和4年（受）第2281号 損害賠償請求事件 令和6年7月11日 第一小法廷判決）。

から第4号まで、第6号及び第8号の規定内容⁷を踏まえ、規定されている。

- ・ 不退去（第1号）
- ・ 退去妨害（第2号）
- ・ 勧誘をすることを告げず退去困難な場所へ同行（第3号）
- ・ 威迫する言動を交え相談の連絡を妨害（第4号）
- ・ 恋愛感情等に乘じ関係の破綻を告知（第5号）
- ・ 靈感等による知見を用いた告知（第6号）

これらに加え、寄附の勧誘を受ける者にとって過大な負担となる寄附を抑止するため、法第5条において、法人等が個人に借入れ等により寄附をするための資金調達を求めることも禁止している。

（4）配慮義務の不遵守及び禁止行為違反に対する行政措置・罰則（法第6条・第7条、第16条～第18条）

法人等が法第3条～第5条で定める配慮義務・禁止行為に違反した場合において所要の要件を満たすときは、行政措置等をとることができる旨が規定されている。以下では、配慮義務の不遵守及び禁止行為違反に関する行政措置等についてそれぞれ概説する。

なお、行政措置の適用に関する具体的な基準等については「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の处分に係る处分基準等について(令和5年4月17日消政策136号)」（以下「处分基準等」という。）で定め、消費者庁ウェブサイト上で公表している⁸。

ア 配慮義務の不遵守に対する行政措置（法第6条）

法第3条に定める配慮義務を遵守していないと認められる法人等については、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認められる場合、当該法人等に対して遵守す

⁷ 消費者契約法第4条は、不当な勧誘により意思表示がされた場合の取消権について規定しているところ、規定内容から片務契約又は単独行為である寄附への適用が問題となる場面が想定されるもの。

⁸ 参考資料2参照。

べき事項を示し、これに従うべき旨を勧告することができる。

また、勧告先の法人等がこれに従わなかった場合には、その旨を公表することができるほか、勧告を行うために必要な限度において法人等に対し配慮義務の遵守状況に関する必要な報告を求めることができる。

イ 禁止行為違反に対する行政措置・罰則(法第7条、第16条～第18条)

法人等が禁止行為を行っている可能性がある場合については、法第4条及び第5条の規定の施行に関し特に必要と認めるとき⁹、その必要な限度において、法人等に対して寄附勧誘に関する業務状況についての必要な報告を求めることができる。

そして、禁止行為に違反したと認められる法人等については、当該法人等が引き続き当該行為をするおそれが著しいと認められる場合において、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告ができる。また、勧告先の法人等が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかつた場合、当該勧告に従うことを命令することができ、命令を行つた場合にはその旨を公表することになる。

以上のとおり禁止行為違反に対する行政上の措置が定められているが、これに違反した場合の罰則についても規定されている。法人等が命令に違反した場合には、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金刑が科され、又はこれを併科する旨が定められている。また、寄附勧誘に関する業務状況についての必要な報告を求めたにもかかわらずこれを実施しなかつた、又は虚偽の報告をした場合には、50万円以下の罰金刑が科される。さらに、法人等の代表者等がこれらの罰則の対象となる行為をした場合には、行為者本人に加え、法人等も罰則(罰金刑)の対象とされる、いわゆる法人両罰規定が設けられている。

(5) 寄附の意思表示の取消し(法第8条・第9条)

法第8条では、法人等が寄附の勧誘をするに際し、法第4条で掲げた6つの禁止行為のいずれかにより、個人が困惑し、それによって寄附の意思表示

⁹ 「特に必要と認めるとき」とは、例えば、禁止行為が不特定又は多数の個人に対して繰り返し組織的に行われており、社会的に影響が大きく、寄附の勧誘を受ける個人の保護を図る必要性が強い場合などが想定される。

をした場合に当該寄附の意思表示を取り消すことができると規定されている¹⁰。

法第9条では、取消権の行使期間について、追認をすることができる時から1年間（靈感等による知見を用いた告知により困惑した場合は3年間）行わないとき、又は寄附の意思表示をした時から5年（靈感等による知見を用いた告知により困惑した場合は10年）を経過したとき、時効によって取消権は消滅するものと定められている。

（6）債権者代位権の行使に関する特例（法第10条）

寄附によって資力が悪化し、寄附者の家族等が適切な扶養等を受けられなくなるといった家族等の被害救済に資するよう、扶養や扶助を受ける権利を被保全債権として、不当寄附勧誘防止法や消費者契約法に基づく取消権及びこれが行使された場合の財産の返還請求権を代位行使することについては、被保全債権の期限が到来することを要しないとする、民法の債権者代位権の特則が定められている¹¹。

（7）法運用上の配慮（法第12条）

法に基づく行政上の措置を実際に運用する際には、個人を保護するために必要な場合に限り勧告等を行うこととするものの、寄附が無償行為であり、法人等が寄附を受領する場合には、その態様や位置付け等において、一般の商取引における事業者の経済活動とは異なる側面がある。特に、学校法

¹⁰ ただし、消費者契約法の取消しの対象となる場合との適用関係を明確にする観点から、当該寄附が消費者契約に該当する場合における当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示については、不当寄附勧誘防止法で定める取消権の対象から除かれている。

¹¹ 債権者代位権とは、債務者が自己の権利を使はずとき、債権者が債務者に代わって権利行使することにより、責任財産の維持を図るための権利である。債権者代位権が認められるための要件の1つとして、被保全債権の履行期が到来していることが民法第423条第2項で定められている。この例外として、不当寄附勧誘防止法第10条第1項では、扶養義務等に係る定期金債権のうち期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、債務者がした寄附（金銭の給付を内容とするものに限る。）の意思表示に関する第8条第1項の取消権、消費者契約法第4条第3項（第1号から第4号まで、第6号又は第8号に係る部分に限る。）の取消権、これらの行使によって生ずる財産の返還請求権を代位行使することができるとしている。

人、宗教法人、政治団体については、これらの団体の主要な活動が寄附で成り立っている側面があり、かつ、当該活動は憲法上の権利でもある学問の自由、信教の自由、政治活動の自由とそれぞれ関連性を有する側面がある。

したがって、法人等による不当な寄附勧誘に対する行政措置等の運用に当たっては、寄附の勧誘等の適正性を確保することが重要となるものの、法人等の活動において寄附が果たす役割の重要性に留意しつつ、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を不当に侵害したり抑制したりすることとならないよう十分配慮しなければならない旨が規定されている。

当該規定を踏まえながら行政措置の要件の該当性等を適切に判断することができるようするため、消費者庁では令和5年4月1日付けて各分野の有識者に執行アドバイザーを委嘱しており、必要に応じて関係分野の有識者から意見を伺うものとしている。

以上が不当寄附勧誘防止法の主な内容となっており、その全体像は図表1-1の概要資料で示しているとおりである。

【図表1-1】不当寄附勧誘防止法の概要

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(概要)

法人等による不当な寄附の勧誘を禁止するとともに、当該勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めることにより、消費者契約法とあいまって、法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護を図る。

新法の主な内容	法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(概要)
<p>＜法人等＞法人又は法人でない社団若しくは財團で代表者若しくは管理人の定めがあるもの</p> <p>〔施行期日〕令和5年1月5日（公布の日から起算して20日を経過した日）施行。 なお、第4条第3号・第4号及び第8条（第4条第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は令和5年6月1日施行。 第5～7条、第16～18条は、公布の日（令和4年12月16日）から起算して1年以内の政令で定める日（令和5年4月1日施行）。施行後2年目処見直し。</p>	
<p>1. 寄附の勧誘に関する規制等</p> <ul style="list-style-type: none">■ 契約による寄附に加え、契約ではない寄附（単独行為）も対象とする【第2条】■ 寄附の勧誘を行うに当たっての寄附者への配慮義務【第3条】<ul style="list-style-type: none">➡ ①～③に十分に配慮しなければならない ① 自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにする ② 寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないようにする ③ 勧説する法人等を明らかにし、寄附される財産の使途を認証させるおそれがないようにする■ 寄附の勧誘に際し、不当勧誘行為で寄附者を困惑させることの禁止【第4条】<ul style="list-style-type: none">① 不退去、② 退去妨害、③ 勘詰めをすることを告げず退去困難な場所へ同行、④ 威迫する言動を交え相談の連絡を妨害、⑤ 恋愛感情等に乘じ間接の破綻を告知、⑥ 霊感等による知見を用いた告知■ 借入れ等による資金調達の要求の禁止【第5条】<ul style="list-style-type: none">借入れ、又は居住用の建物等若しくは生活の維持に欠くことのできない事業用の資産で事業の継続に欠くことのできないものの処分により、寄附のための資金を調達することを要求してはならない	<p>2. 違反に対する行政措置・罰則</p> <ul style="list-style-type: none">■ 配慮義務（第3条）に遵守に係る勧告等【第6条】<ul style="list-style-type: none">個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められ、同様の支障が生ずるおそれがある場合、法人等に遵守すべき事項を示して勧告 ➡ 従わなかったときは、公表可能勧告に必要な限度で、法人等に対し報告を求める■ 禁止行為（第4条～5条）に係る勧告・命令等【第7条】<ul style="list-style-type: none">施行に特に必要な限度で、法人等に対し報告を求める不特定 多数の個人への違反行為が認められ、引き続きするおそれがある場合、必要な措置をとるよう勧告 ➡ 措置をとらなかったときは、命令・公表■ 第7条違反への罰則【第16条～18条】※両罰規定あり 虚偽報告等: 50万円以下の罰金 命令違反: 1年以下の拘禁刑・100万円以下の罰金
<p>3. 寄附の意思表示の取消し</p> <p>※消費者契約に該当する場合は消費者契約法によって取消し</p> <ul style="list-style-type: none">■ 不当な勧誘により困惑して寄附の意思表示をした場合の取消し【第8条】■ 取消権の行使期間（追認できるときから・寄附時から、①～⑤は1年・5年、⑥は3年・10年）【第9条】	<p>5. 関係機関による支援等</p> <ul style="list-style-type: none">■ 不当な勧誘による寄附者等への支援【第11条】<ul style="list-style-type: none">取消権や債権者代位権の適切な行使により被害回復等を図ることができるようにするため、法テラスと関係機関・関係団体等の連携強化による利用しやすい相談体制の整備等、必要な支援に努める
	<p>法律の運用に当たり法人等の活動に寄附が果たす役割の重要性に留意し、信教の自由等に十分配慮しなければならない【第12条】</p>